

CSR行動指針



2026年4月

CSR行動指針の改定にあたって

－社会から信頼され続ける企業として－

みちのくコンサルタント株式会社は、『東北地方の歴史・文化に根ざした企業として、かけがえのない東北への熱い想いと誇りを胸に、社会資本整備を通して「美しく心温まるふるさと」「活力と安全で魅力ある豊かな地域づくり」に貢献する。』ことを社是とし、法令を遵守することはもとより、高い倫理観のもと誠実に事業活動をおこなうことが極めて重要であると考えています。

その考え方・その実践の中に、誠実な会社・哲学のある会社として評価が生まれ、社内外を大切にす社風が培われています。

今後もこのことを守りながら、社会・経済・環境のバランスに配慮した事業活動をおこなうとともに、お客様・お取引先様・地域社会・社員およびそのご家族・株主様など、さまざまなステークホルダーの方々とのより一層の良好な関係構築と対話を重ね、さらに大きく発展させながら社会に貢献していくことが、みちのくコンサルタント株式会社の目指す経営であると考えています。

近年、多岐にわたる環境問題や製品・サービスの安全性、雇用の在り方などに対する意識の高まり、企業の不祥事によるブランドの崩壊・経営破綻、ISOにおける規格化の動きなどを背景に企業の社会的責任に対する議論が高まっています。

みちのくコンサルタント株式会社は、このような現状を踏まえ、CSR(企業の社会的責任)の内容や基本的な考え方、企業価値に役立つCSRへの取り組みと今後の推進策などについて検討を進めています。

また、会社一丸となって目標に向かい邁進できるよう「中期経営計画」第4版の策定を、2025年3月におこないました。

この中期経営計画のもと、建設コンサルタントのリーディングカンパニーを目指し、事業活動を通じて多様化・複雑化・高度化する社会のニーズにきめ細かく対応したビジネスを推進し「人を大切にする企業」「信頼される企業」として、その存在意義・存在価値を高め、企業の継続的発展と社会から信頼され続ける企業を目指すことが重要であると考え「CSR行動指針」を改定し、自主的に実践・行動していきます。

目 次

I	基本原則	1
	1. コンプライアンスの基本方針	1
	2. 公正な取引	2
	3. 秘密情報の保護・管理	3
	4. お客様との健全な関係維持	4
	5. 知的財産の保護と尊重	4
	6. 反社会的行為への関与の禁止	5
	7. 品質管理の徹底と品質向上	5
	8. 事業継続計画(BCP)の推進強化	6
II	人間の尊重	7
	1. 基本的人権と多様性の尊重	7
	2. 個人情報の保護	7
	3. ハラスメントの防止および排除	7
	4. 職場の安全衛生管理と職場環境の確保	8
	5. 人材育成	8
	6. 働き方改革とワーク・ライフ・バランス	8
	7. 公益通報者の保護	8
III	環境保全と地域社会との共生	9
	1. 環境に関する法令などの理解と遵守	9
	2. 環境と調和した事業活動	9
	3. 環境意識の向上	9
	4. 地域社会に寄与する社会貢献活動の実践	9
IV	運 用	10
	1. 制定および改定	10
	2. 周知徹底	10
	3. CSRの推進に係る通報・相談窓口の設置	10
	4. ワーキンググループの組織編成	13
	5. 罰 則	13
V	CSR 推進体制	14

I 基本原則

みちのくコンサルタント株式会社は、いつもお客様に喜んでいただける事業活動を通じて、社会に信頼される企業であり続けます。

みちのくコンサルタント株式会社は、平成20年の創業以来、社会と共生し、お客様の喜びを糧とし歩んできました。

みちのくコンサルタント株式会社は、これからも社会資本整備を通して「美しく心温まるふるさと」「活力と安全で魅力ある豊かな地域づくりに貢献する」という経営理念のもと、お客様に喜んでいただける誠実な企業であり続けることで、企業の継続的発展と社会から信頼され続ける企業を目指します。

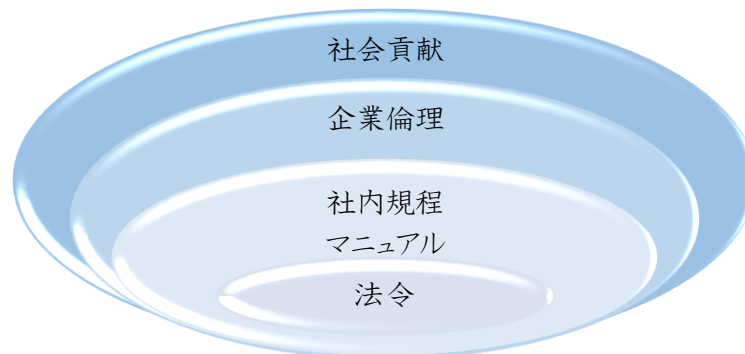
1. コンプライアンスの基本方針

コンプライアンス宣言

みちのくコンサルタント株式会社は、社会に信頼される企業であり続けることが、企業として最も大切なことであり、そのためには、コンプライアンス、すなわち法令はもちろんのこと、倫理を含む社会的な規範や、ルールなどあらゆる規範を遵守し、誠実な企業活動をおこなうことをここに宣言いたします。

平成20年11月13日 制定

コンプライアンス 概念図



(1)法令、社会規範および社内規則を理解し遵守します。

私たち(役員・社員など)は、事業活動に必要な関係法令および社会的規範を理解し、これらに抵触していないかを点検・遵守します。また、社内規則の整備と適切な運用を徹底します。

(2)常に良識ある行動をします。

私たちは、公共の利益や地域社会の発展に深く関わる業務に携わる一員として、一人ひとりが高い倫理観を持って行動するとともに、社会の常識に基づき自分を厳しく律し良識ある行動をします。

(3)公益や社会規範を優先します。

私たちは、事業活動に当たり、当社利益とコンプライアンス実践が相反すると思われる場合など、判断に迷った時は公益や社会規範を優先させ、不正や隠蔽はしません。

2. 公正な取引

私たちは、平等な競争機会の提供と取引に関わる規則を定め最適調達を追求し、公正・公平な取引を実践します。

社会からの要請に対し、全てのお取引先様にご協力をいただきながら、相互に連携をした取り組みをおこなうことで、お取引先様との健全な関係を保ち、適正な取引と支払手続きを徹底し、持続可能な社会の発展に寄与します。

(1)調達に関する規則の理解と遵守

私たちは、外部委託先、物品などの調達に関わるお取引先様の選定や価格決定をおこなう際は、平等な機会の提供と競争性・透明性の確保に努め、公正および適切な手続きと承認に基づき実施し、相互牽制を確保します。

取引上の立場を利用して、お取引先様に不利益な取引条件を押しついたり、お取引先様と第三者との取引に制約を加えたり、口利きなどの関与はしません。

(2)最適調達の追求

私たちは、安全・品質・価格・納期・経営状態・環境負荷はもとより、CSR・BCPなどの面から総合的に評価し、最適な調達を追求します。

また、実態把握と適正な審査を経て、合理的な判断に基づき決定します。

(3)相互信頼と情報の管理・保護

私たちは、お取引先様とのコミュニケーションを大切にし、永く共に信頼・発展できる関係づくりに努力をします。

また、取引を通じて知り得た情報価値を認識・理解し、適正な管理に努めます。

(4) お取引先様からの収賄と利益相反取引の禁止

私たちは、お取引先から社会通念・常識を超える接待・贈答、その他の便宜を一切受領しません。

また、会社利益と相反する取引はおこないません。

(5) 品質マネジメント

お客様の要請に応え、信頼を得るために、外注先評価基準に該当するお取引先様と取引をおこないます。

3. 秘密情報の保護・管理

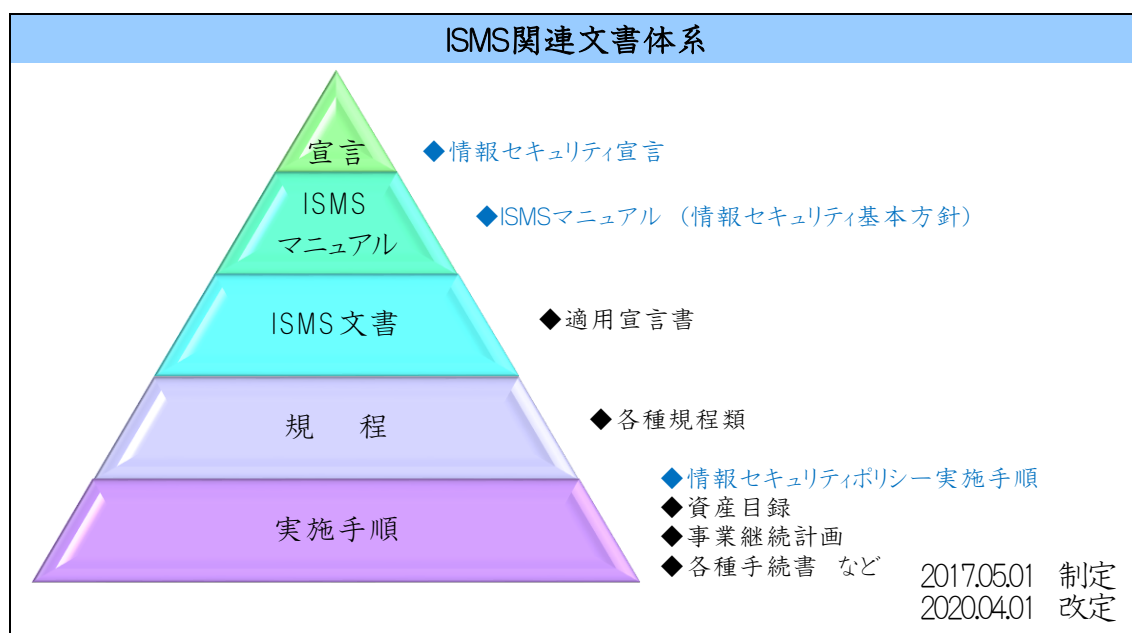
みちのくコンサルタント株式会社は、行政情報を含む多数の公的情報および個人情報保護法に基づく管理が求められる個人情報を扱っています。

社会およびお客様の信頼を確保するため、あらゆる情報資産の厳正な管理と物理的・人的・技術的脅威からの情報資産の保護がきわめて重要と考えており、その情報資産を適切に保護・管理し、安全性と信頼性を確保することが必須の条件となっています。

情報資産をより適切に保護・管理するために、国際標準であるISO/IEC27001に基づく情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)を平成24年12月に認証取得し、毎年度、維持審査・再認証による更新をおこない、情報管理の構築および維持・運営に努めています。

とりわけ、業務上創出され、または取得される秘密情報については、その重要度に応じて厳重に管理をおこないます。

また、自ら収集し使用する第三者(お客様、お取引先様など)の秘密情報についても、同様に秘密情報として厳重に保護・管理します。



情報セキュリティ宣言

情報通信技術のめざましい進展によって、情報通信ネットワークの利用は、日常業務遂行に欠かせないものになってきています。しかし一方では、情報資産に対する脅威も年々増加の一途をたどっており、情報セキュリティの確保は不可欠の課題となっています。

東北創建技術グループ(略称「TSG グループ」、以下「当グループ」という)は、「行政情報」を含む多数の公的情報を扱っており、その社会的責任を全うするためには、情報資産を適切に保護・管理し、その安全性と信頼性を確保することが責務であると自覚し、以下のとおり、総合的・体系的な情報セキュリティ対策に継続的に取り組みます。

1. 情報資産をより適切に保護・管理するために、国際標準であるISO/IEC27001 に沿って、「情報セキュリティポリシー」を制定します。
2. 当グループの情報資産を利用する者は、情報セキュリティの重要性を認識し、「情報セキュリティポリシー」を遵守します。
3. 「情報セキュリティポリシー」に基づく教育・有効性の評価・遵守状況の監査により、情報セキュリティの維持・向上に努めます。
4. 当グループは、顧客や地域社会をはじめとした利害関係者との信頼関係を一層ゆるぎないものとするため、「情報セキュリティポリシー」に全社的に取り組み、継続的改善に努めます。

2017.05.01 TSGグループ版として制定

4. お客様との健全な関係維持

私たちは、お客様と健全な関係を保ち、法令・諸規則や関連する社内規程を遵守し誠実に取引をするとともに、接待・贈答の授受に関して社会の疑惑や不信・不正を疑われる行為はしません。

また、常に公私の別を明らかにするとともに、一般的な社会常識を逸脱した行為はしません。

5. 知的財産の保護と尊重

私たちは、知的財産権について自社の権利取得・保護を推進し、第三者の権利を尊重します。

(1) 自社の知的財産の保護と情報管理

私たちは、事業活動で得られる知的財産の権利化推進や、権利化前の発明・ノウハウなどの内容について、技術情報を含む自社の知的財産権を保護します。

(2)他社の知的財産の侵害防止

私たちは、事業活動のあらゆる場面において第三者の権利を尊重し、知的財産を不当に侵害しないように関係法令・規則などの遵守を徹底します。

6. 反社会的行為への関与の禁止

平成19年6月に政府が「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を公表するなど、反社会的勢力を排除する動きは急速に拡大しています。

私たちは、不当要求行為などの反社会的行為について、毅然とした態度で臨むとともに一切の関与を禁止しています。

また、不当要求行為などの反社会的な行為に対しては個人が問題を抱えることなく、直ちに関係者に報告するとともに、迅速に関係機関に通報・相談し、適切な対応について助言を受けるとともに、いかなる利益供与もおこないません。

7. 品質管理の徹底と品質向上

私たちは、組織としてお客様の要請に応え、信頼を得ることで建設事業の円滑な推進に貢献します。

JIS Q 9001規格要求事項(ISO9001)に適合した品質マネジメントシステム(QMS)を平成24年12月に認証取得し、毎年度、維持審査・再認証による更新をおこない、TSGグループの品質方針により継続的な品質向上と効率的な運用を図っています。

また、品質方針を実現化するためトップマネジメントがコミットメントした具体的な品質目標の達成に向けて、各部門・各支店では重点活動を設定し、品質の継続的な改善に取り組んでいます。

さらに、顧客満足度を向上させるために、サービスの質を計画(PLAN)し、実施し(DO)、顧客のフィードバックを集めて評価(CHECK)し、更なるサービスの改善(ACTION)に努めます。

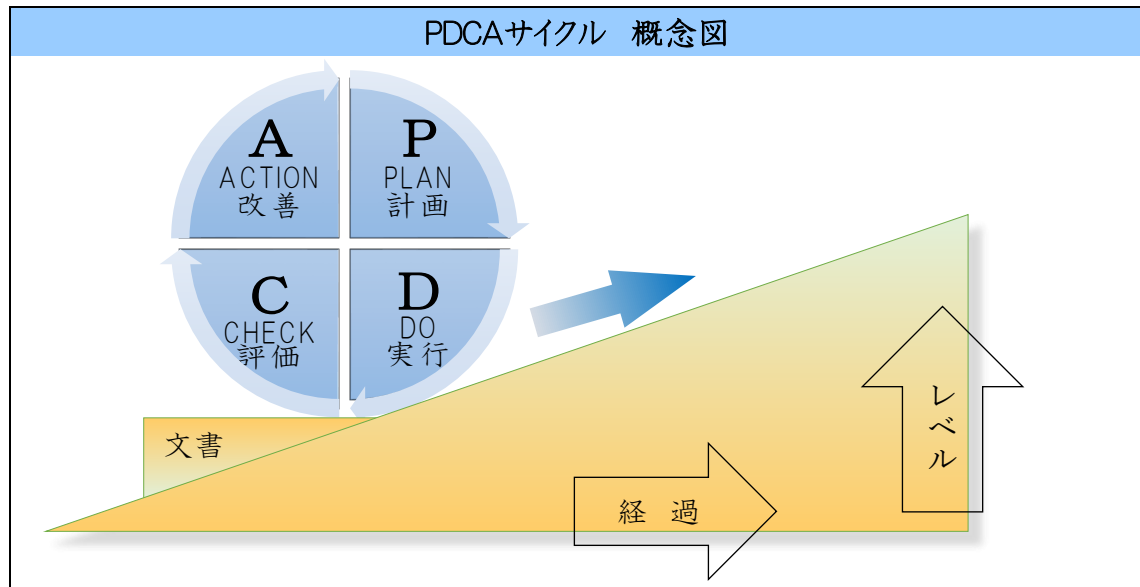
品質方針

東北創建技術グループは各社の持つ組織力と技術力を結集して、連携・協力し、シナジー効果の発揮に努め、以下の方針に基づき事業を展開する。

1. 顧客満足度の向上を図るため、技術力の向上を通じ、質の高いサービスの提供に努める。
2. 地域社会のニーズを的確にとらえ、常に新しい分野への挑戦に意欲的に取り組む。
3. ICT化の推進により、社員の業務負担を軽減し、業務の効率化を図ると共に、高い品質を意識した生産性の向上に努める。

品質目標

グループ内におけるコミュニケーションの向上に努め、品質マネジメントシステムを有効に活用し、業務の効率化と技術力の向上を図る。



8. 事業継続計画(BCP)の推進強化

みちのくコンサルタント株式会社は、事業活動に対する重大な障害・災害の影響から、事業活動の諸機能を保護し、迅速・適切な応急・復旧活動をおこなうための手続きを明確にするため、事業継続計画(Business Continuity Plan:BCP)を防災・危機管理の主軸と位置づけ、BCPの推進強化に取り組んでいます。

リスクが具現化した場合には、あらかじめ定めた対応方針に基づき、対応組織を設置して、会社一体となり、社員の安全確保と継続的なサービス提供の責任の履行ならびに経営資源の保全を実現すべく、損失の極小化のための対応にあたります。

そのために、普段から誰でも多様な仕事ができる体制(業務のシェア、手順書の作成など)を構築します。

II 人間の尊重

みちのくコンサルタント株式会社は、相互理解の基礎である基本的人権と多様性を真摯に尊重し、誰もがいきいきと活躍できる安全で働きやすい快適な職場環境を提供・維持していきます。

採用・人材育成・処遇など雇用に関する全ての面において、人の基本的人権と個性を尊重し、次代に継承できる人間形成と十分に能力を発揮できるよう研修受講機会の確保や公的資格の取得など、能力開発・キャリア開発を積極的に支援します。

1. 基本的人権と多様性の尊重

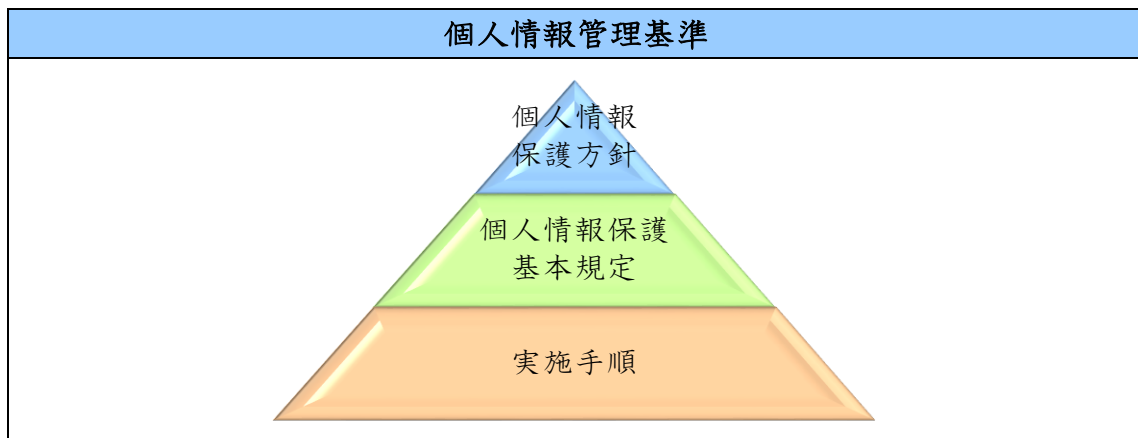
みちのくコンサルタント株式会社は、多彩な人材の活用への取り組みを推進します。

多様な違いを尊重し受け入れることで、変化し続ける社会環境や多様化するお客様の要請に効果的に対応し優位性を創り上げるとともに、より働きやすく、より魅力的な職場づくりを目指します。

2. 個人情報の保護

高度情報通信社会においては、十分な個人情報の保護が極めて重要です。

私たちは、個人の人格尊重の理念の下、個人情報が慎重に取り扱われることに鑑み「個人情報管理基準」に基づき、その適正な取り扱いに十分留意するとともに、個人情報が侵害されることのないよう細心の注意を払います。



3. ハラスメントの防止および排除

私たちは、良好な執務環境を確保するため、職場の内外におけるすべてのハラスメントについて、精神的・肉体的であるかを問わず、相手を傷つけるような言動をおこなわず、容認しません。

また、あらゆるハラスメントの防止および排除に努めます。

4. 職場の安全衛生管理と職場環境の確保

職場の安全衛生と快適な職場環境の形成に資するため、「身体の健康保持・増進」「心身の健康づくり」を中心に産業医などと連携し、健康診断結果フォロー・カウンセリング・ストレスチェックなどを実施します。

(1) 職場安全に関する法令などの理解と遵守

労働安全衛生に関する法令・諸規則や職場の労働安全衛生に関する社内規程を理解し遵守します。

(2) 業務手順書の遵守

業務に関する業務手順書の内容を理解・遵守し、職場の安全衛生の確保・職場環境の維持・向上に努めます。

(3) 健康の保持・増進

社員の安全や健康が脅かされていないか常に把握し、法令・諸規則が求める健康診断などを受診し、健康保持・増進を図ります。

(4) 社員とそのご家族を守る

社員が安心して良い仕事をするためには、その支えとなるご家族が健康でなければなりません。そのため福利厚生や休暇制度を整え、社員とそのご家族の「体と心」を守ります。

5. 人材育成

みちのくコンサルタント株式会社が継続的に成長・発展し、広く社会に貢献していくためには、社員一人ひとりの成長と活躍が不可欠です。

みちのくコンサルタント株式会社では、中期経営計画の達成に必要な能力・技術の研鑽のため、社内外研修・東北創建技術グループ研修および公的資格取得に向けた支援など、組織として積極的な取り組みをおこないます。

6. 働き方改革とワーク・ライフ・バランス

長時間労働は、健康の確保や仕事と家庭生活との両立を困難にし、女性のキャリア形成や男性の家庭参加を拒む原因となっていることから、労働時間の適正な把握のため、勤務時間管理の徹底などによって長時間労働の是正を図るとともに、年次有給休暇の取得しやすい環境を整えることなどにより、社員一人ひとりが、より良い将来展望が持てるようワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

7. 公益通報者の保護

生活の安全・安心を損なうような企業不祥事は、事業者内部の労働者などからの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。

このような企業不祥事による社員への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇などの不利益な取り扱いから保護されるべきものです。

私たちは「改正 公益通報者保護法」に基づき、その適正な取り扱いに十分留意するとともに、公益通報者が解雇など不利益な取り扱いを受けることのないよう制度的なルールを明確にします。

III 環境保全と地域社会との共生

みちのくコンサルタント株式会社は、環境問題への取り組みが人類共通の課題であり、企業の活動と存続に必須の要件であることを認識し、環境と共生する社会の実現を目指して、事業活動を通じて地域社会の発展に貢献します。

1. 環境に関する法令などの理解と遵守

私たちは、事業活動をおこなうに当たり、環境保全が社会的な使命であることを認識し、環境規制に係る法令・諸規則や社内規則を理解し遵守するとともに、常にSDGsを意識しながら環境負荷の低減に努めます。

2. 環境と調和した事業活動

私たちは、事業活動をおこなうことで与える環境への負荷・影響の軽減に取り組むとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理をします。

3. 環境意識の向上

私たちは、一人ひとりが環境意識の向上に努めるとともに、自らの日常生活においても積極的に環境保全活動を推進します。

4. 地域社会に寄与する社会貢献活動の実践

私たちは、みちのくコンサルタント株式会社が地域社会から親しまれ、信頼される組織として成長が図られるよう、ボランティア活動などの地域社会に密着した社会貢献活動に積極的に取り組み、その実践を通じ社会貢献活動を重んずる風土の醸成に努めます。

IV 運用

1. 制定および改定

本CSR行動指針の制定は取締役会の決議を経て決定するものとし、改定はCSR推進委員長の承認を得て決定する。

2. 周知徹底

役員・社員は、研修会・会議などの機会があるごとに、本CSR行動指針について、継続的に周知徹底を図ることとする。

3. CSRの推進に係る通報・相談窓口の設置

CSR行動指針に掲げるコンプライアンスの徹底に資するため、「CSRの推進に係る通報・相談要領」を制定する。

CSRの推進に係る通報・相談要領

第1章 総則

第1条（目的）

本要領は、代表取締役の責任のもと、当社及び当社役員・社員等についての法令等に違反する行為等に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定めることにより、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営を実践することを目的とする。

第2条（定義）

1. 「処分等」とは、当社就業規則に定める懲戒処分を含むが、これに限らず、口頭での指導や注意を含め、当社が行うことができる一切の措置をいう。
2. 「不利益取扱い」とは、解雇、懲戒処分、降格、減給、不利益な配転・出向・転籍、退職勧奨、更新拒否、事実上の嫌がらせ、その他の一切の不利益な取扱いをいう。
3. 「発生部署」とは通報対象行為が発生した又は発生している部署をいう。
4. 「是正措置等」とは是正措置及び再発防止策をあわせたものをいう。
5. 「本件窓口担当者」とは本件窓口において通報又は相談を受け付ける者をいう。
6. 「本件窓口利用者」とは本件窓口に対して通報を行った利用対象者をいう。
7. 「調査担当者」とは対象事案に関する調査に関与する者をいう。
8. 「調査協力者」とは対象事案に関する調査に協力した者をいう。
9. 「連絡先の分かる本件窓口利用者」とは本件窓口利用者のうち連

絡先の分かる者をいう。

第2章 内部通報の体制整備

第3条（内部通報の体制整備）

1. 当社内において、通報に適切に対応するための体制を整備し、代表取締役がこれを総括する。
2. 管理部長は、代表取締役に対して、本要領に基づく制度の整備及び運用状況等について定期的に報告しなければならない。
3. 管理部長は、代表取締役を含む全ての社員等に対して、定期的に内部通報制度に関する周知及び研修を行わなければならない。

第4条（窓口及び利用対象者）

1. 通報又は相談を受け付ける内部窓口を本店管理部長・各支店長・本店管理部次長とする。
2. 通報を受け付ける外部窓口は弁護士に委嘱するものとする。
3. 利用対象者は、当社役員・社員等とする。
4. 利用対象者は、匿名であっても本件窓口を利用することができる。
5. 利用対象者は、通報の取扱いや本件窓口利用者の保護の仕組み等に関する相談を行うため本件窓口を利用することができる。

第5条（通報又は相談の方法）

本件窓口の利用方法は、利用対象者の利便性を高めるため、電話、SNS、FAX、郵送又は面談とする。

第6条（情報管理）

1. 本件窓口担当者は、本件窓口利用者が予め明示的に同意しない限り、本件窓口利用者の所属・氏名・連絡先に関する情報について、本件窓口担当者以外に共有しないものとする。
2. 調査担当者は、調査協力者が予め明示的に同意しない限り、調査協力者の所属・氏名・連絡先に関する情報について、本件窓口担当者及び調査担当者以外に共有しないものとする。
3. 対象事案に関する調査により得られた情報は、本件窓口担当者、調査担当者、不正行為等の是正措置等の検討に関与する役職員、取締役会の構成員及び事務局並びに必要なに応じて行政機関に限り共有するものとする。

第7条（調査）

1. 本件窓口に通報された対象事案に関する調査は、取締役又は事務長が行う。但し、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、発生部署の責任者や対象事案に対する権限を所管する部署等にも調査を行わせることができる。
2. 前項により調査指示を受けた者は、速やかに調査の上、取締役又は事務長に報告する。

第8条（協力義務）

社員等は、対象事案であるか否かにかかわらず、調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならないが、また、調査を妨害してはならない。

第9条（是正措置等）

調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、代表取締役又は当該法令等違反行為に関連する部門の責任者は、速やかに是正措置等を講じなければならない。

第10条（処分等）

調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、当該法令等違反行為に関与した社員等に対して適切な処分等を課さなければならない。

第3章 窓口への通報又は相談に関する当事者の責務等

第11条（窓口利用者等の保護）

1. 社員等は、本件窓口利用者に対して、本件窓口に通報又は相談したことを理由として、不利益取扱いを行ってはならない。
2. 社員等は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益取扱いを行ってはならない。
3. 前2項に定める不利益取扱いが行われた場合には、当社は、当該不利益取扱いを行った社員等に対して適切な処分等を実施するものとする。
4. 第1項又は第2項に定める不利益取扱いが行われた場合には、当該不利益取扱いを受けた社員等に対して適切な救済及び回復のための措置を講じるものとする。

第12条（探索の禁止）

社員等は、通報又は相談した者、通報された事案に関する調査に協力した者を探索してはならない。

第13条（秘密保持）

1. 社員等は、本要領に定める場合のほか、正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。
2. 社員等は、正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

第14条（利益相反の回避）

社員等は、対象事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に当たり利益相反の回避に努めるものとする。

第15条（通知等）

1. 本件窓口担当者は、連絡先の分かる本件窓口利用者に対して、通報又は相談を受け付けた旨を速やかに通知するとともに、受付後の対応方針についても適宜通知しなければならない。
2. 本件窓口担当者は、連絡先の分かる本件窓口利用者に対して、対象事案に関する調査の進捗状況について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、適宜通知するとともに、第11条第1項により禁止される不利益取扱いを受けているか否かを適宜確認しなければならない。
3. 本件窓口担当者は、連絡先の分かる本件窓口利用者に対して、

対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。

第4章 通報又は相談を行う者の責務等

第16条（不正の目的による通報又は相談の禁止等）

1. 社員等は、虚偽の通報又は相談、他人を誹謗中傷する目的の通報又は相談、その他の不正の目的の通報又は相談を行ってはならない。
2. 社員等は、調査を受ける場合には、これに誠実に応じなければならない。

第5章 その他

第17条（所管）

本要領の所管は、管理部とする。

第18条（改廃）

本要領の改廃は、CSR推進委員会が決議する。

附則

1. この要領は2026年4月1日から施行する。

4. ワーキンググループの組織編成

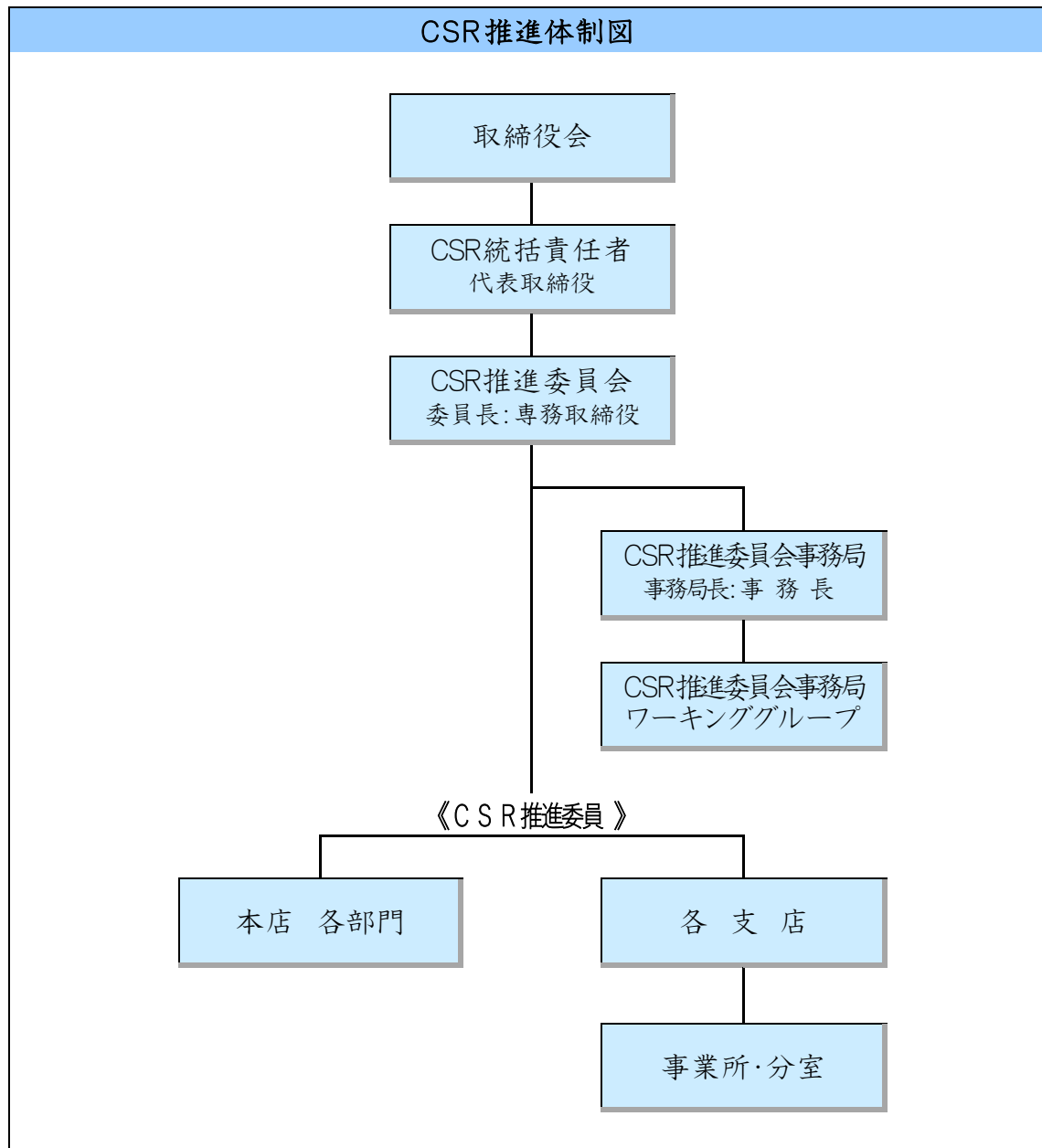
本CSR行動指針を継続的に周知徹底および推進するため、ワーキンググループを編成する。ワーキンググループの委員は本店部長および各支店長とする。

5. 罰則

本CSR行動指針に違反した場合は、「みちのくコンサルタント株式会社 懲戒等規程」に基づき、厳正に対処する。

V CSR推進体制

みちのくコンサルタント株式会社は、事業のグローバル化やステークホルダーからの期待に対し、社会的責任を果たしていくため、CSR推進体制を確立し、この体制を基盤として本格的なCSRの取り組みを実践します。



CSR 行動指針

制定 初 版 2019 年 12 月 発行
改定 第 2 版 2026 年 4 月 発行

みちのくコンサルタント株式会社

☎980-0871 仙台市青葉区八幡四丁目5番12号

Tel.022-398-8760/fax.022-398-8761

URL <https://www.michicon.co.jp/>
